

### 区域指定日をまたぐ工事の対応

旧法に基づく 宅造規制区域	宅造許可又は開発許可の取得状況	区域指定時の 工事着手状況	適用	必要手続
内	なし	済	—	届出 <sup>※1</sup>
	区域指定時に宅造許可又は開発許可あり	未/済	旧法	—
	区域指定時に宅造許可申請中で許可前	未	新法	許可申請
	区域指定後に開発許可取得	未	新法	※2
外	なし	済	—	届出 <sup>※1</sup>
	区域指定時に開発許可あり	未	新法	許可申請
		済	—	届出 <sup>※1</sup>
	区域指定後に開発許可取得	未	新法	※2

※1 区域指定日から21日以内に、当該工事についての届出が必要です。

※2 開発許可申請は必要。これにより、盛土規制法の許可を受けたものとみなされ、中間検査や定期報告、完了後の保全義務等の対象となります。